

秋田県告示第347号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成28年5月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	
	郡市 町村 大字 字	地 番
七日市1号	北秋田市七日市字根木屋敷岱	139番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、140番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、143番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、144番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、145番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、145番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、146番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、146番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、146番7の一部（次の図に示す部分に限る。）、146番8の一部（次の図に示す部分に限る。）、147番の一部（次の図に示す部分に限る。）、148番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、148番5の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）
	北秋田市七日市字沖谷地	23番の一部（次の図に示す部分に限る。）、24番、35番、36番、37番、54番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、54番3、54番4、54番5、54番6、54番7、54番8、54番9、54番10の一部（次の図に示す部分に限る。）、58番の一部（次の図に示す部分に限る。）、59番の一部（次の図に示す部分に限る。）、85番の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）
築法師	能代市朴瀬字築法師	82番の一部（次の図に示す部分に限る。）、88番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、88番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、88番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、89番の一部（次の図に示す部分に限る。）、91番の一部（次の図に示す部分に限る。）、92番、92番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、92番2、93番、94番、95番の一部（次の図に示す部分に限る。）、96番の一部（次の図に示す部分に限る。）、103番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、103番8の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）、水路敷（次の図に示す部分に限る。）
	能代市朴瀬字上台	35番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、37番1の一部（次の図に示す部分に限る。）
野田	大仙市協和境字野田	353番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、353番64の一部（次の図に示す部分に限る。）、353番78の一部（次の図に示す部分に限る。）、353番79の一部（次の図に示す部分に限る。）
	大仙市協和境字岩坂下	11番の一部（次の図に示す部分に限る。）、15番の一部（次の図に示す部分に限る。）、77番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）、水路敷（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。